

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA細則の一部改正について

1 理由

PTA事務の労働条件(労働条件通知書および契約書)の内容が5年以上見直されておらず、現在の社会情勢に合致していない。時給換算すると約810円になり、年休等も明記されておらず労働基準法に抵触している。

2 改正案

下記のとおり、第8条の改正を提案する。(文中、太字が改正点)

3 施行

本件が可決、承認された場合、今年度初頭に遡って履行する。

記

【改正前】

(事務職の任命)

第8条 本会会則14条(3)に基づき事務職雇用に関し、次のとおり定める。

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日、祭日、年末年始、他学校に準ずる
- (3) 勤務時間 10時～16時(5時間/日)
- (4) 給与 85,000円/月
- (5) 交通費 5,000円/月

- 2 雇用の際し、契約書を2通作成し、双方で保管する。
- 3 契約期間は単年度とし、双方合意の上で再雇用を阻まない。

【改正後】

(事務職の任命)

第8条 本会会則14条(3)に基づき事務職雇用に関し、次のとおり定める。

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日、祭日、年末年始、他学校に準ずる
- (3) 勤務時間 10時～16時(5時間/日)
- (4) **給与** **98,000円/月**
- (5) 交通費 5,000円/月
- (6) **勤勉手当** **6月:30,000円 12月:80,000円**
- (7) 年休 年間10日
- (8) **特別休暇** **沖縄水産高等学校行政職員に準ずるものとし、休暇中は無給とする。但し、中途採用の場合、月割りの日数とする。**

- 2 雇用の際し、契約書を2通作成し、双方で保管する。
- 3 契約期間は単年度とし、双方合意の上で再雇用を阻まない。
- 4 **労働条件の見直しは毎年度当初に行い、会計年度職員(事務職)の勤務条件に照らし合わせ、準ずる内容に変更する。決定は三役で行うものとする。**

※上記の改訂について、採決を行います。右記のQRコードまたは、下記のURLからFormsに入り、投票してください。ご協力をよろしくお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/AHR7ArZuGk>



締切：令和4年2月25日(金)|